

「ひたち子どもプラン 2020」点検・評価報告書
(令和5年度事業)

令和6年12月

【日立市保健福祉部】子ども局子育て支援課

子ども局子ども施設課

健康づくり推進課

【日立市教育委員会】生涯学習課

目 次

| | | |
|------|---|----|
| I | 「ひたち子どもプラン 2020」の点検・評価について | |
| 1 | 目的 | 1 |
| 2 | 計画の進捗状況の管理（実施状況等の点検・評価・計画の見直し） | 1 |
| 3 | 点検及び評価の基本的な考え方 | 1 |
| 4 | 点検・評価の進め方（各事業担当課による自己評価） | 2 |
| 5 | 点検・評価のスケジュール | 2 |
| II | 「ひたち子どもプラン 2020」点検・評価一覧表（令和 5 年度事業）【概要】 | 4 |
| III | 「ひたち子どもプラン 2020」点検・評価一覧表（令和 5 年度事業）【詳細】（自己評価） | 6 |
| 1 | 教育・保育 | |
| (1) | 1号認定（満3歳以上 保育の必要性なし） | 7 |
| (2) | 2号認定（満3歳以上 保育の必要性あり） | 7 |
| (3) | 3号認定（満3歳未満 保育の必要性あり） | 7 |
| 2 | 地域子ども・子育て支援事業 | |
| (1) | 利用者支援事業 | 8 |
| (2) | 地域子育て支援拠点事業 | 8 |
| (3) | 時間外保育事業 | 8 |
| (4) | 一時預かり事業 | 8 |
| (5) | 病児保育事業 | 9 |
| (6) | 妊婦健康診査事業 | 9 |
| (7) | 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問） | 9 |
| (8) | 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（新・放課後子ども総合プラン） | 9 |
| (9) | 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 | 10 |
| (10) | 子育て短期支援事業（ショートステイ） | 10 |
| (11) | 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） | 10 |
| 3 | 母子保健事業 | |
| (1) | 不妊治療費助成 | 11 |
| (2) | 不育症治療費助成 | 11 |
| (3) | 産後ケア | 11 |
| (4) | 乳児健康診査 第1回（3～6か月） | 11 |
| (5) | 乳児健康診査 第2回（9～11か月） | 11 |
| (6) | 幼児健康診査 1歳6か月児健康診査 | 11 |
| (7) | 幼児健康診査 3歳児健康診査 | 11 |
| (8) | 予防接種 4種混合 | 11 |
| (9) | 予防接種 麻しん風しん（1期） | 11 |
| (10) | 乳児1か月健康診査 | 12 |
| (11) | 幼児健康診査等事後指導教室（のびっこくらぶ） | 12 |
| (12) | 幼児健康診査等事後相談（のびのび相談） | 12 |
| (13) | 幼児健康診査等事後指導（発達相談支援） | 12 |
| (14) | 妊婦訪問 | 12 |
| (15) | 幼児訪問 | 12 |
| (16) | いのちの教育 小学校 | 13 |
| (17) | いのちの教育 中学校 | 13 |
| (18) | ライフプラン教育 高等学校 | 13 |
| (19) | 食育推進事業 | 13 |
| (20) | 歯と口の健康教育 | 12 |
| (21) | がん予防・生活習慣病予防教育 | 13 |
| 4 | その他の意見 | 14 |

I 「ひたち子どもプラン2020」の点検・評価について

1 目的

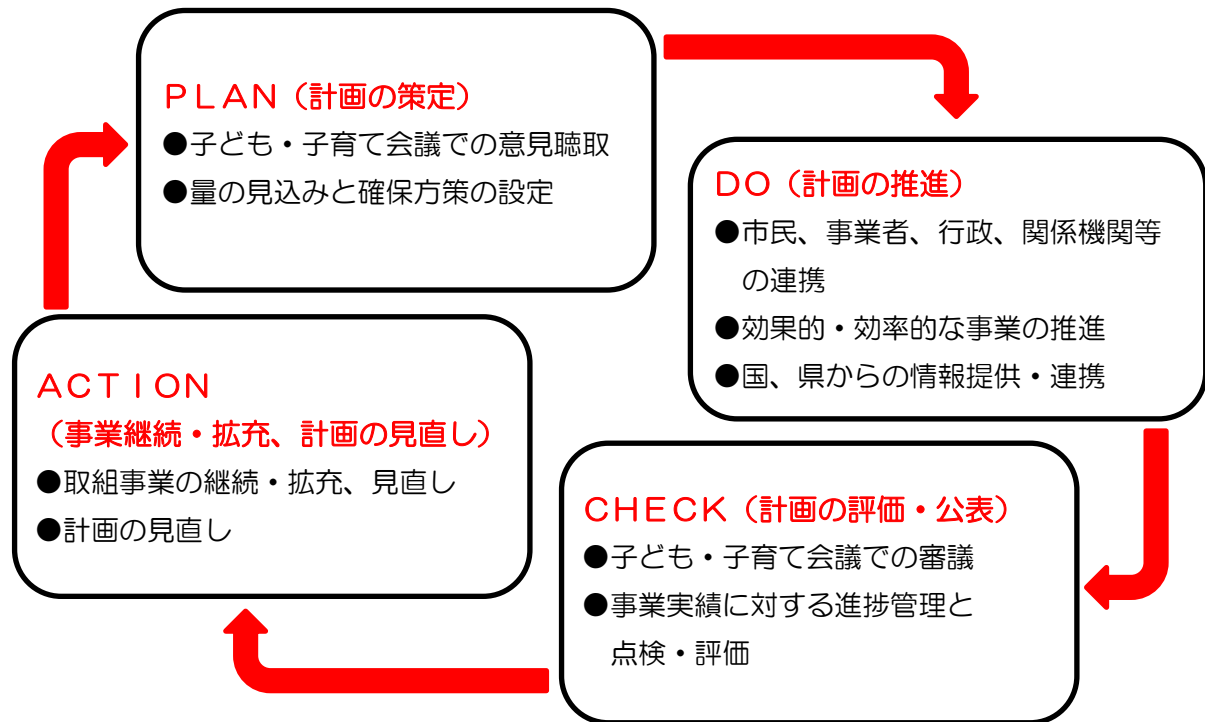
日立市子ども・子育て支援計画で定めた5年間の量の見込みと確保方策に基づき、各事業の進捗状況の点検・評価を行い、計画的に施設・事業を提供するとともに、各種の子ども・子育て支援施策を着実に推進するため実施する。

2 計画の進捗状況の管理（実施状況等の点検・評価・計画の見直し）

計画の推進体制を構築し、PDCAサイクルを確保する。

各年度において、本計画に基づく施策の実施状況等について点検・評価するため、日立市子ども・子育て会議を定期的で開催し、その結果を公表する。

また、計画開始後、人口推計を上回る乳幼児人口の増加や、教育・保育ニーズの推移などにより、計画上の量の見込みと実際の需要に乖離が生じる事態が発生した場合には計画の見直しを行う。



3 点検及び評価の基本的な考え方

国が示している子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえ、日立市子ども・子育て支援計画第5章に掲げる「教育・保育等の量の見込みと確保方策」について、計画上の施策・事業の状況、実績数値などを基に点検・評価を行うこととし、日立市子ども・子育て会議に報告し、必要に応じて改善を図る。また、その結果を市ホームページ等で公表する。

4 点検・評価の進め方（各事業担当課による自己評価）

次の2つの評価を行う。

(1) 実績や利用希望者等に対して十分なサービス提供体制が整っていたかを4段階で点検・評価をする。

A：対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制を整えていた。（利用希望者等の85%以上が利用できる状況にあった）

B：対象者や利用希望者に対して、ほぼ利用可能な体制を整えていた。（利用希望者等の70%以上85%未満が利用できる状況にあった）

C：対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制を一部整えられていなかった。（利用希望者等の50%以上70%未満が利用できる状況にあった）

D：対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制が整えられていなかった。（利用希望者等の50%未満しか利用できない状況にあった）

(2) 施策の計画数値と実績数値等を比較し、5段階で点検・評価をする。

S：計画以上に進んでいる（計画値に対する実績が100%を超えている）

A：計画どおりに進んでいる（計画値に対する実績85%以上100%以下）

B：ほぼ計画どおりに進んでいる（計画値に対する実績70%以上85%未満）

C：計画より若干遅れている（計画値に対する実績50%以上70%未満）

D：大幅に遅れている（計画値に対する実績50%未満）

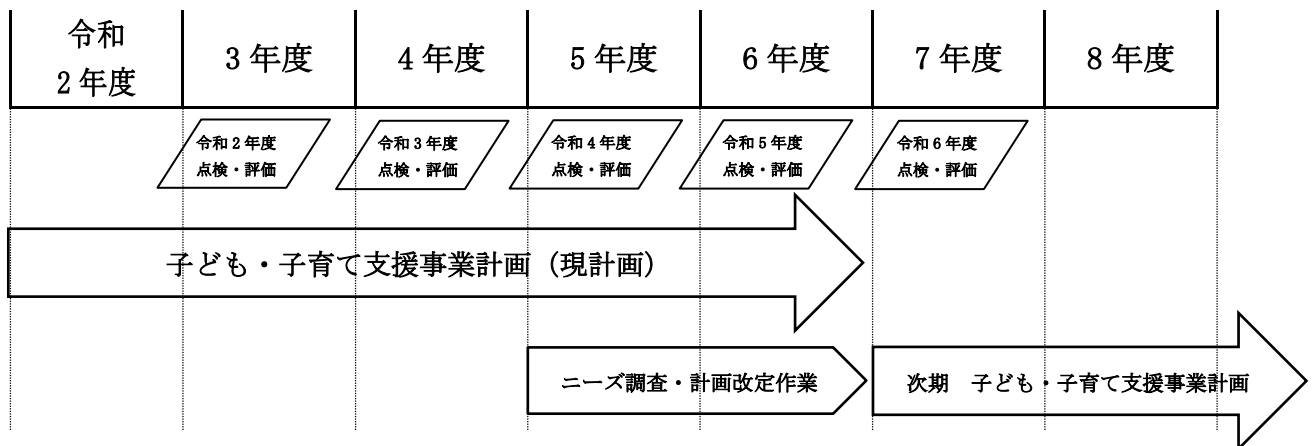
(3) 子ども・子育て会議委員からの意見

(1) 及び(2)の各事業担当課による自己評価に対する各委員から意見をいただく。（会議資料として、委員からの主な意見を評価シートに併記する。）

(4) 計画の見直し

計画を進めていく上で、人口推計、需要など直近の実績等から計画を見直す必要が生じた場合は、計画の中間年（令和4年度）を目安に、子ども・子育て会議で審議の上、見直し後の調整数値として評価シートに併記する。

5 点検・評価のスケジュール



【参 考】計画策定に係る国の基本方針（※）

（※）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な方針（内閣府告示第159号（平成26年7月2日付け））

子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

市町村及び都道府県は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。この場合において、公立の教育・保育施設に係る施策の実施状況等についても、その対象とする必要があることに留意が必要である。この際、この一連の過程を開かれたものとするため、地方版子ども・子育て会議を活用することが望まれる。

評価においては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要である。子ども・子育て支援の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、（略）当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

II 「ひたち子どもプラン2020」点検・評価一覧表（令和5年度事業）【概要】

評価は、利用希望者等に対してサービス提供体制が整っていたかについて、次の4段階で評価した。

| | |
|---|--|
| A | 対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制を整えていた。(利用希望者等の85%以上が利用できる状況) |
| B | 対象者や利用希望者に対して、ほぼ利用可能な体制を整えていた。(利用希望者等の70%以上85%未満が利用できる状況) |
| C | 対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制を一部整えられていなかった。(利用希望者等の50%以上70%未満が利用できる状況) |
| D | 対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制が整えられていなかった。(利用希望者等の50%未満しか利用できない状況) |

1 教育・保育事業

| | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 評価 |
|-----|--------------------------|---|--------|----|
| (1) | 1号認定 (満3歳以上 保育の必要性なし) | (幼稚園等を利用する方)満3歳以上の小学校入学前の児童で主に保育の必要性がないときに認定する。 | 子ども施設課 | A |
| (2) | 2号認定 (満3歳以上 保育の必要性あり) | (保育園や認定こども園を利用する方)満3歳以上小学校入学前の児童で保育の必要があるときに認定する。 | 子ども施設課 | A |
| (3) | 3号認定 (満3歳未満 保育の必要性あり) | (保育園や認定こども園を利用する方)満3歳未満の児童で保育の必要があるときに認定する。 | 子ども施設課 | A |

2 地域子ども・子育て支援事業（子ども・子育て支援交付金対象事業）

| | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 評価 |
|------|------------------------------------|--|------------------------------|----|
| (1) | 利用者支援事業 | 幼稚園・保育園や地域の子育て支援事業などの必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・支援などを行う事業 | 子育て支援課 健康づくり推進課 | A |
| (2) | 地域子育て支援拠点事業 | 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する事業 | 子育て支援課 子ども施設課 健康づくり推進課 | A |
| (3) | 時間外保育事業 (※延長保育事業) | 保育園及び認定こども園で、施設が設定した利用日及び利用時間帯以外の日時に保育を実施する事業 | 子ども施設課 | A |
| (4) | 一時預かり事業【一般型】 (一時保育、預かり保育) | 家庭における保育が一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保育を行う事業 | 子育て支援課 子ども施設課 | A |
| | 一時預かり事業【幼稚園型】 (一時保育、預かり保育) | 家庭において保育が一時的にできない幼稚園等の在園児を教育時間終了後に引き続き預かり、必要な保育を行う事業 | 子ども施設課 | A |
| (5) | 病児保育事業 | 病気又は病氣回復期にあるため集団保育ができない子どもを、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業 | 子育て支援課 子ども施設課 | A |
| (6) | 妊婦健康診査事業 | 妊婦の健康を保ち、安心して出産できるよう、妊婦に対する健康診査を実施する事業 | 健康づくり推進課 | A |
| (7) | 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問) | 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに子育てについての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業 | 健康づくり推進課 | A |
| (8) | 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ事業) | 放課後や学校休業日に、保護者が就労等により家庭にいない児童に遊びや生活の場を提供する事業 | 教育委員会生涯学習課 | A |
| | 放課後児童健全育成事業 (新・放課後子ども総合プラン事業) | 全ての就学児童等が放課後等を安全・安心に過ごし、学習活動等を行う事業 | 教育委員会生涯学習課 | A |
| (9) | 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 | 育児ストレス、望まない妊娠、虐待の恐れがあるなど、支援が特に必要な家庭の居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行う事業 | 子育て支援課 | A |
| (10) | 子育て短期支援事業 (ショートステイ) | 保護者が、疾病・疲労などにより児童の養育が困難となった場合等に、適切に保護できる児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業 | 子育て支援課 | A |
| (11) | 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) | 児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行う者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業 | 子育て支援課 | A |

3 母子保健事業

| | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 評価 |
|------|---------------------|---|----------|----|
| (1) | 不妊治療費助成 | 特定不妊治療(体外受精、顕微授精)に要した費用の一部を助成、及び不妊及び不妊治療に関する相談対応を行う。 | 健康づくり推進課 | A |
| (2) | 不育症治療費助成 | 保険外医療を行った不育症検査及び治療に要した費用を助成する。また、不育症及び不育症治療に関する相談対応を行う。 | 健康づくり推進課 | A |
| (3) | 産後ケア | 出産後4か月以内の支援者がいない、育児不安のある方を対象に、医療機関や助産所で、宿泊、日帰り、訪問による心身のケアなどを行う。 | 健康づくり推進課 | A |
| (4) | 乳児健康診査 第1回(3～6か月) | 生後1歳未満までの乳児に健康診査を実施し、乳児の健康増進を図る。前期(生後3～6か月)、後期(生後9～11か月)の各1回を県内の医療機関に委託して行う。 | 健康づくり推進課 | A |
| (5) | 乳児健康診査 第2回(9～11か月) | | 健康づくり推進課 | A |
| (6) | 幼児健康診査 1歳6か月児健康診査 | 健康診査により、運動機能、精神発達、視聴覚障害等の異常の発見、早期療育を図る。また、基本的な生活習慣の自立等について適切な保健指導や母親の育児支援を行う。 | 健康づくり推進課 | A |
| (7) | 幼児健康診査 3歳児健康診査 | 医師・歯科医師等による健康診査及び視聴覚、尿検査を実施する。また、保健師等による個別指導や母親の育児支援を行う。 | 健康づくり推進課 | A |
| (8) | 予防接種 4種混合 | 百日咳・ジフテリア・破傷風・ポリオ(4種混合)のうち、特に乳児に係ると重症化しやすい百日咳を防ぐため、生後3か月から接種を行う。 | 健康づくり推進課 | A |
| (9) | 予防接種 麻疹風しん(1期) | はしかと風しんを予防するために、1歳から2歳に至る幼児を対象に接種を行う。 | 健康づくり推進課 | A |
| (10) | 乳児1か月健康診査 | 疾病を早期に発見し治療につなげるとともに、産後早期から母子への支援を実施するため、生後1か月の健康診査を実施する。 | 健康づくり推進課 | A |
| (11) | 幼児健康診査等事後指導(のびっこらぶ) | 小集団の中での遊びやふれあいを通し、子どもの身体、精神、言語、情緒行動面の成長・発達を促すよう、保護者に子どもとの関わり方を指導、助言する。 | 健康づくり推進課 | A |
| (12) | 幼児健康診査等事後指導(のびのび相談) | 幼児期の不安について希望により保育相談、発達相談を行う。 | 健康づくり推進課 | A |
| (13) | 幼児健康診査等事後指導(発達相談支援) | 小児神経専門医の診察及び指導により障害の早期発見に努めるとともに、必要により療育につなげる。 | 健康づくり推進課 | — |
| (14) | 妊婦訪問 | 保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士が訪問による個別支援を行う。 | 健康づくり推進課 | A |
| (15) | 幼児訪問 | | 健康づくり推進課 | A |
| (16) | いのちの教育 小学校 | 思春期の子を対象に乳幼児とのふれあいや育児体験等の機会を通じて自他の生命を尊ぶ気持ちを育て家族の姿を認識できるよう支援する。また、思春期の子を持つ親等を対象に健康教育を実施し、思春期の現状や対応の仕方についての知識を普及する。 | 健康づくり推進課 | A |
| (17) | いのちの教育 中学校 | | 健康づくり推進課 | A |
| (18) | ライフプラン教育 高等学校 | | 健康づくり推進課 | A |
| (19) | 食育推進事業 | 小学生・中学生の健全な発育を目指して望ましい食生活をすすめる支援をする。 | 健康づくり推進課 | A |
| (20) | 歯と口の健康教育 | 市内の中学生を対象に歯周病についての基礎的な知識と喫煙の害について正しい知識の普及を図る。 | 健康づくり推進課 | A |
| (21) | がん予防・生活習慣病予防教育 | がん予防・生活習慣病を予防するための講話を実施する。 | 健康づくり推進課 | A |

※「2 地域子ども・子育て支援事業」の(6)・(7)で評価をしている事業(2件)を除く

※(13)幼児健康診査等事後指導(発達相談支援)は、令和4年度で事業終了

Ⅲ 「ひたち子どもプラン 2020」点検・評価一覧表（令和5年度事業）【詳細】（自己評価）

〈自己評価について〉

- 1 ひたち子どもプラン2020で定めた目標値（＝計画値）については、平成30年度に実施したニーズ調査の結果に基づいて、国が示した算出シートを用いて算出した数値である。
- 2 日立市の人口が見込みより減少していることや利用希望が過多であったため、実際に利用する人数と離れた数値もある。
- 3 このため、自己評価に当たっては、実績と計画値との2つの評価を行った。
 実績：実数や利用希望者に対してサービス提供の体制が整っていたのかなど
 計画値：数値目標に対する実績数値等（利用者の数や施設の数など）

4 実績の評価

評価の考え方は下表のとおりである。

- (1) 実績や利用希望者等に対して十分なサービス提供体制が整っていたかを4段階で点検・評価をした。

上段：実績に対する評価

「1 教育・保育」は利用者数÷量（利用希望に対する入園率）

※幼児施設への申込者数に対して入園できた人数

「2 地域子ども・子育て支援事業」「3 母子保健事業」は、利用希望者等に対する受入れ状況など実績を踏まえた総合的な評価

| | |
|---|-------------------------------------|
| A | 対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制を整えていた。 |
| B | 対象者や利用希望者に対して、ほぼ利用可能な体制を整えていた。 |
| C | 対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制を一部整えられていなかった。 |
| D | 対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制が整えられていなかった。 |

- (2) 施策の数値目標に対する実績数値等を比較し、5段階で点検・評価をした。

下段：計画値に対する評価

実績÷計画値（※「1 教育・保育」は確保方策（利用定員）÷計画値）

| | |
|---|------------------------------------|
| S | 計画以上に進んでいる（計画値に対する実績が100%を超えている） |
| A | 計画どおりに進んでいる（計画値に対する実績85%以上100%以下） |
| B | ほぼ計画どおりに進んでいる（計画値に対する実績70%以上85%未満） |
| C | 計画より若干遅れている（計画値に対する実績50%以上70%未満） |
| D | 大幅に遅れている（計画値に対する実績50%未満） |

Ⅲひたち子どもプラン2020点検・評価一覧表（令和5年度事業）

1 教育・保育

※自己評価 上段：実績に対する評価
下段：計画値に対する評価

| 区分 | NO | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 内訳 | R6年度計画値 | | 令和5年度 | | | | ※自己評価 | 自己評価の特記事項 | 委員意見 | |
|---|--------|------------------------------|---|--------|----------------------|----------------|-------------|-------|-----------|-----------|-----------|-------|--------------|---|---|
| | | | | | | 計画値 | 実績 | 計画値 | | 実績 | | | | | |
| 第5章 教育・保育等の 「量の見込み」 と「確保方策」 計画書P95～ | (1) | 1号認定 (満3歳以上 保育 の必要性なし) | 1号は、満3歳以上小学校入学前の児童で保育の必要性がないときに認定する。なお、保護者の就労等で保育の必要性があっても、幼稚園や認定こども園の入園を希望する(2号認定教育二ス)ときにおいても認定する。 | 子ども施設課 | 1号認定 | | 3～5歳学校教育のみ | | 1号認定 | 1号認定 | 1号認定 | | A (100%) | 〈実績〉 利用者数は、量(申込者数)と同数であるが、利用者数が利用定員を大幅に下回っている園がある。 | ・年度当初に1号から3号認定の利用者希望者が100%受け入れられていることを評価する。職員の適正給与、適正待遇などにも目を向け、更なる保育の質向上を目指してほしい。“子ども・子育て支援事業計画”の策定にあたっては、保育の質の指標の設定など、量の目標と同時に質の目標を取り入れる視点も大切である。 ・特定の保育園を希望している保留者が多いと聞くが、待機児童がゼロで評価は「A」という状況がある。評価が「A」でも問題が潜んでいるのか見極めが大事である。 |
| | | | | | | | 量①(人) | | 947 | 1,037 | 1,028 | | | | |
| | | | | | 利用者数(人) | | - | - | 1,028 | | | | | | |
| | | | | | 確保方策 ※利用定員 (人) | 保育園・幼稚園・認定こども園 | | 1,918 | 1,918 | 1,823 | | | | | |
| | | | | | | 地域型保育事業 | | - | - | - | | | | | |
| | | | | | | 確保方策の合計② | | 1,918 | 1,918 | 1,823 | | | | | |
| | ②-①(人) | | 971 | 881 | | 795 | | | | | | | | | |
| | (2) | 2号認定 (満3歳以上 保育 の必要性あり) | 2号は、保育園や認定こども園を利用する際に、満3歳以上小学校入学前の児童で保育の必要性があるときに認定する。 | 子ども施設課 | 2号認定 | | 3～5歳保育の必要あり | | 2号認定 | 2号認定 | 2号認定 | | A (99.1%) | 〈実績〉 待機児童は、年度当初はゼロであるが、年度末において2人発生している。(翌年度4月1日ではゼロとなっている。) | |
| | | | | | | | 量①(人) | | 1,641 | 1,607 | 1,610 | | | | |
| | | | | | 利用者数(人) | | - | - | 1,596 | | | | | | |
| | | | | | 確保方策 ※利用定員 (人) | 保育園・幼稚園・認定こども園 | | 1,651 | 1,533 | 1,488 | | | | | |
| | | | | | | 地域型保育事業 | | - | - | - | | | | | |
| | | | | | | 確保方策の合計② | | 1,651 | 1,533 | 1,488 | | | | | |
| | ②-①(人) | | 10 | △74 | | △122 | | | | | | | | | |
| | (3) | 3号認定 (満3歳未満 保育 の必要性あり) | 3号は、保育園や認定こども園を利用する際に、満3歳未満の児童で保育の必要性があるときに認定する。 | 子ども施設課 | 3号認定 | | 0歳保育の必要あり | | 0歳保育の必要あり | 0歳保育の必要あり | 0歳保育の必要あり | | A (86.1%) | 〈実績〉 待機児童は、年度当初はゼロであるが、年度末において45人発生している。(翌年度4月1日ではゼロとなっている。) | |
| | | | | | | | 量①(人) | | 251 | 852 | 261 | 903 | | | |
| | | | | | 利用者数(人) | | - | - | - | - | 194 | 830 | | | |
| | | | | | 確保方策 ※利用定員 (人) | 保育園・幼稚園・認定こども園 | | 263 | 852 | 257 | 802 | 257 | | | |
| 地域型保育事業 | | | | | | 2 | 8 | 2 | 8 | 2 | 8 | | | | |
| 確保方策の合計② | | | | | | 265 | 860 | 259 | 810 | 259 | 795 | | | | |
| ②-①(人) | | | | | | 14 | 8 | △2 | △93 | △16 | △120 | | | | |

(※) 自己評価上段は、幼児施設への申込者数に対して入園できた人数で評価した。

※計画値…平成30年度に実施したニーズ調査の結果に基づき、国が示した算出シートを用いて算出

※自己評価上段(実績に対する評価)…実数や利用希望者等に対して十分なサービス提供体制が整っていたかを4段階で評価

実績に対する評価 = 利用者数 ÷ 量

- A 対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制を整えていた(利用希望者等の85%以上が利用できる状況)
- B 対象者や利用希望者に対して、ほぼ利用可能な体制を整えていた(利用希望者等の70%以上85%未満が利用できる状況)
- C 対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制を一部整えられていなかった(利用希望者等の50%以上70%未満が利用できる状況)
- D 対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制が整えられていなかった(利用希望者等の50%未満しか利用できない状況)

※自己評価下段(計画値に対する評価)…施策の数値目標に対する実績数値等を比較し5段階で評価

計画値に対する評価 = 確保方策の合計実績 ÷ 確保方策の合計計画値

- S 計画以上に進んでいる(計画値に対する実績が100%超)
- A 計画どおりに進んでいる(計画値に対する実績85%以上100%以下)
- B ほぼ計画どおりに進んでいる(計画値に対する実績70%以上85%未満)
- C 計画より若干遅れている(計画値に対する実績50%以上70%未満)
- D 大幅に遅れている(計画値に対する実績50%未満)

2 地域子ども・子育て支援事業

下段：計画値に対する評価

| 区分 | NO | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | R6年度計画値 | 令和5年度 | | | | |
|--|-----|-------------|---|------------------|--------------------|----------|--|------------------------|--|---|
| | | | | | | 計画値 | 実績 | ※自己評価 | 自己評価の特記事項 | 委員意見 |
| 第5章 教育・保育等の 「量の見込み」 と「確保方策」 計画書P100 ～ | (1) | 利用者支援事業 | <p>子育て家庭が、幼稚園・保育園等の施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・支援などを行う事業</p> <p>【類型】 ・「基本型」：教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援を行う。利用者支援と地域連携の2つの柱で構成している。 ・「母子保健型」：保健センターで実施。保健師等の専門職が、妊娠から子育て期の相談に応じ支援を行うとともに、支援プランの策定なども行う。 ・「特定型」：市の窓口で実施。保育サービス等に関する相談に応じ、情報の提供や利用に向けての支援を行う。</p> <p>〈確保内容〉基本型・母子保健型・特定型の3か所を継続して実施する計画としている。</p> | 子育て支援課 | 【設置箇所数】 3か所 | 3か所 | 3か所 | A | <p>【実績】 ・市役所（子育て支援課・子ども施設課）窓口（特定型）、子どもセンター（基本型）、保健センター（母子保健型）の3か所で実施している。専門の相談員を配置し、妊娠期からの相談支援、教育・保育や地域子育て支援事業等を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を進めた。 ・新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、オンラインを活用した相談事業を実施している。 (参考) 子どもセンター（基本型）は、土日祝日も相談窓口を開設している。</p> <p>【計画値】 ・基本型である子どもセンター、特定型である市役所窓口、母子保健型である保健センターの3か所で子育て世代包括支援センター「すこやかひたち」の事業を継続して実施している。</p> | <p>・子育てに抱く不安に対して、基本型、母子保健型、特定型が連携し、子育て家庭への情報共有、切れ目のない支援につなげる体制をさらに推進することで、安心して子育てできる環境がうまれる。土、日、祝日の相談体制をはじめ、3か所の維持に加え、他との連携も視野に入れ、さらに推進すること。</p> |
| | (2) | 地域子育て支援拠点事業 | <p>子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する事業。事業内容としては、①交流の場の提供・交流促進 ②子育てに関する相談・援助 ③地域の子育て関連情報提供 ④子育てや子育て支援に関する講習等を実施する。</p> <p>〈令和5年度の実施場所〉 子援：子どもセンター、子どもすくすくセンター、十王交流センター、南部図書館 子施：幼児施設18か所（うち公立3）</p> | 子育て支援課 子ども施設課 | 【実施回数】 2,371回/月 | 2,488回/月 | 1,825回/月 954回/月（子施） 351回/月（子セ） 520回/月（子援） | A | <p>【実績】 ・実施回数については、新型コロナウイルスの感染防止対策として、人数を制限して受入れを行っていたため計画値を下回っている。</p> <p>【計画値】 ・子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安、悩みを共有できる場として定着している。 ・子どもセンター等の公共施設4か所、公立保育園1か所、公立認定こども園2か所、私立保育園6か所、私立認定こども園9か所の計22か所が設置されている。</p> | |
| | (3) | 時間外保育事業 | <p>・保育園及び認定こども園で、施設が設定した利用日及び利用時間帯以外の日時に保育を実施する事業</p> <p>〈確保内容〉保育の利用希望時間や労働時間などを考慮し、量を確保する。</p> | 子ども施設課 | 【実施箇所数】 30か所 | 30か所 | 32か所 | A S (106.7%) | <p>【実績・計画値】 ・保育園、認定こども園で時間外保育を実施できる体制は整っている。 ・なお、利用者については、保育短時間認定（最大8時間まで利用可能）の者が、本人の申出等により標準時間認定（最大11時間まで利用可能）に切り替えることで、時間外保育を利用せずに通常の保育時間内で利用している場合もあるため、見込みに比べて利用者数が少なくなっている。</p> | |
| | (4) | 一時預かり事業 | <p>【一般型】 ・保護者の用事や仕事、疲れ、リフレッシュ等のため、家庭における保育が一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保育を行う事業</p> <p>〈確保内容〉実施箇所は現在の実施事業者を維持しつつ、ファミリー・サポート・センターやトワイライトステイを含め対応を図る。</p> <p>〈令和5年度の実施場所〉公私立保育園、私立認定こども園、子どもすくすくセンター、日照養徳園</p> | 子育て支援課 子ども施設課 | 【実施箇所数】 18か所 | 18か所 | 19か所 17か所（子施） 2か所（子援） | A S (105.6%) | <p>【実績】 ・実施園については、ほぼ全て利用できている。 ・保育園等に通っていない保護者が利用しているが、保育園に入園する年齢が早まってきているため、利用者は減少傾向にある。</p> <p>【計画値】 【子育て支援課：すくすくセンター等での利用】 ・実施か所数は計画通り（2施設）であった。利用者数は見込みより2割ほど少ないが、待機とはなっていない状況から、育児疲れの解消やリフレッシュを想定した利用が、拠点事業等の利用により補われていると考えられる。</p> <p>【子ども施設課：幼児施設での利用】 ・一般型については、私立保育園8園、私立認定こども園5園、公立保育園4園で実施している。</p> | <p>【一般型】 ・保育園の入園が増えてきたため、一時預かりの利用者は0歳～1、2歳児と低年齢化している。保育園に通っていない保護者への支援であるこの事業を安全に推進するにあたり、0歳児一人当たりの保育者の確保や空間の確保など、細やかな配慮が必要であり、一般型の事業に対して、現状に合った支援体制の見直しが必要である。</p> |
| | | | <p>【幼稚園型】 保護者の用事や仕事、リフレッシュ等で、家庭において保育が一時的にできない幼稚園又は認定こども園の在園児を教育時間終了後に引き続き預かり、必要な保育を行う事業 〈確保内容〉認定こども園に移行する園でも実施する。 〈実施場所〉公私立幼稚園、公私立認定こども園</p> | 子ども施設課 | 【実施箇所数】 23か所 | 23か所 | 23か所 | A A (100%) | <p>【実績】 ・実施園については、ほぼ全て利用できている。</p> <p>【計画値】 ・幼稚園型については、私立幼稚園全園、私立認定こども園10園、公立幼稚園3園、公立認定こども園2園で実施している。</p> | |

| 区分 | NO | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | R6年度計画値 | 令和5年度 | | | | |
|--------------------------------|-----|---|--|-------------------------|--|--|--|---|---|---|
| | | | | | | 計画値 | 実績 | ※自己評価 | 自己評価の特記事項 | 委員意見 |
| | (5) | 病児保育事業 | <p>保護者の就労などにより保育を必要とする子どもが病気又は病後回復期にあるため集団保育ができないときに、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業</p> <p>【事業の種類】 ・病児対応型 ・病後児対応型 ・体調不良児対応型 ・非施設型（訪問型）</p> <p>〈確保内容〉令和6年度末までに、病児対応型の開設を目指す</p> | 子育て支援課 子ども施設課 | <p>【実施箇所数】 ・病児対応型 1か所 ・病後児対応型 1か所 ・病後児対応型 6か所 ・体調不良児型 2か所 ・ファミリーサポートセンター 1か所</p> | <p>・病児対応型 1か所 ・病後児対応型 4か所 （私立保育園・認定こども園・すくすく） ・体調不良児型 2か所 ・ファミリーサポートセンター 1か所</p> | <p>・病後児対応型 4か所 （私立保育園・認定こども園） ・体調不良児型 2か所 ・ファミリーサポートセンター 1か所</p> | <p>A</p> <p>B (70.0%)</p> | <p>〈実績・計画値〉 ・病後児対応型については、私立の保育園・認定こども園4か所、さらには、ファミリー・サポート・センターによる相互援助活動により確保している。 ・また、体調不良児型については、通所中に体調不良となった在園児を保護者が迎えに来るまでの間預かっている。 ・今後は、病児対応型の実施に向けた調整を図っていく必要がある。 ※ファミリー・サポート・センターによる病後児預かりは、自主事業として実施。</p> | |
| | (6) | 妊婦健康診査事業 | <p>妊婦の健康を保ち、安心して出産できるよう、妊婦に対する健康診査を実施する事業</p> <p>〈実施体制〉県医師会・県外医療機関との委託契約により実施</p> | 健康づくり推進課 | <p>【受診者数】 902人</p> | 926人 | 708人 8,708回 | <p>A</p> <p>B (76.5%)</p> | <p>〈実績〉 ・令和5年の妊婦健康診査受診券の交付者に対する、妊婦健康診査の第1回受診率は96.6%となっており、全ての妊婦が受診できる体制を整えていた。 〈計画値〉 ・量の見込み量は二一調査によらず、出生数を勘案して受診者の数を算出し、健診回数は1人当たりの平均受診回数（12回）を受診者数に乗じて算出している。受診者数及び回数は、里帰り出産等で県外の医療機関で受診した場合も含まれている。出生数の減少もあり、妊婦健診受診者数は減少している。</p> | <p>・第1回目から全ての妊婦が受診できる体制を整えているとの評価だが、さらに市内での受診率を上げるためにも産科、小児科医の確保等が必要である。出生数の減少は続くと思うが、日立市としてきめ細かく推進しているこの事業を維持し、安心して出産、育児できるまちを目指し、減少に歯止めをかけてほしい。</p> |
| | (7) | 乳児家庭全戸訪問事業 （こんには赤ちゃん訪問） | <p>生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに子育てについての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業</p> <p>〈実施体制〉個人委託助産師及び市保健師・助産師・看護師により実施</p> | 健康づくり推進課 | <p>【訪問実人数（対象者数）】 863人</p> | 886人 | 707人 | <p>A</p> <p>B (79.8%)</p> | <p>〈実績〉 ・令和5年の訪問対象者は719人で、訪問率は98.3%であった。転出や長期入院等で訪問が難しい状況を除き、ほぼ全ての乳児世帯への訪問を行った。 〈計画値〉 ・見込み量は二一調査によらず、全戸（訪問率100%）という事業趣旨から、出生数（0歳児推計人口）と同数として算出している。訪問は主に生後2か月から4か月の乳児を対象にしているため、出生数と訪問対象者数には約2か月のずれが生じており、その点を考慮しても、訪問実績は計画どおりに進んでいる。</p> | |
| | (8) | 放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ） | <p>放課後や学校休業日に、保護者が就労等により家庭にいない児童に遊びや生活の場を提供する事業</p> <p>〈確保内容〉公設放課後児童クラブの定員拡大及び民間事業への支援 ※施設数は、年度当初に受入可能な箇所数。複数の教室を利用する場合には部屋ごとにカウントしています。</p> | 生涯学習課 | <p>【登録数】 1,705人</p> | 1,675人 | 1,713人 | <p>A</p> | <p>〈実績〉 ・令和5年4月1日現在、待機児童数0人。 ・滑川及び日高児童クラブは、利用希望者の増加に伴い、滑川児童クラブが1クラスでは不足するため2クラス目を開設し、日高児童クラブでは、同様に3クラス目を開設した。</p> | <p>・放課後児童クラブは、遊びや生活の場を提供する場として定着している。子どもたちは、学校と児童クラブという限られた世界で生活しているため、体験活動の工夫と充実を希望する。また、放課後子ども教室も参加を希望する子が増えており、こちらも体験活動の充実を希望する。</p> <p>・待機児童は0人で需要を満たしているが、限られた空き教室の中での保育なので、児童同士のけんかの仲裁や、個別の配慮が必要な児童のクールダウンのスペースが確保できず支援員は対応に苦慮していることが多い。教室の面積に対する児童の受入れ率は100%を切っており、数字的にはまだ受入れは可能だが、実際の活動スペースは狭く、児童同士のいざこざにも十分対応できない場合もある。児童への細かな支援に当たるための教室又は常時利用できるスペース確保の検討が必要。</p> <p>・運営の外部委託から2年が経過し、クラブを利用する生徒数が増加している。今後、クラブの適正人員、クラスの増設、支援員の増員等、外部委託についての評価、見直し等きめ細かく対応してほしい。</p> <p>・児童クラブ事業と、放課後子ども教室事業の一体的運営は、子どもたちの安全で心地よい居場所づくりを優先し、慎重に推進する必要がある。</p> |
| 放課後児童健全育成事業 （新・放課後子ども総合プラン） | | <p>放課後子ども総合プランは、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童等が放課後等を安全・安心に過ごし、学習活動等を行う事業。本市では、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な整備を推進する。</p> | 生涯学習課 | <p>【施設数】 公設38か所</p> | 公設38か所 | 公設45か所（24か所＋2・3クラス目の整備） | <p>S (112.0%) ※施設数</p> | <p>〈計画値〉 ・登録数：公設児童クラブ24クラブ及び民間児童クラブ10クラブの登録児童数 ・施設数（公設）：公設児童クラブでは、一部を除き、各クラブ2クラス開設する計画で、クラブ室を確保してきた。（2クラス開設見込のクラブのクラブ室確保は完了している。）</p> | | |
| | | <p>【施設数】 民間12か所</p> | 民間12か所 | 民間11か所 | | | <p>A</p> <p>A (92%)</p> | <p>〈実績・計画値〉 ・放課後子ども教室を新たに4か所で開始し、23か所で実施した。 ・放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的実施として、合同での活動を開始した。ただし、新型コロナウイルス感染症予防対策の観点から、学年別の実施とした。</p> | <p>・小学生の放課後児童対策がとても充実してきているが、例えば文化少年団の様々な体験は、市の文化を体で覚え、心の成長にもつながるため、子どもたちの体験の機会をもっと増やしてほしい。</p> | |

| 区分 | NO | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | R6年度計画値 | 令和5年度 | | | | |
|----|------|--------------------------------|--|--------|---|------------|------------|-------------------------------|--|--|
| | | | | | | 計画値 | 実績 | ※自己評価 | 自己評価の特記事項 | 委員意見 |
| | (9) | 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 | <p>【養育支援訪問事業】 育児ストレス、望まない妊娠、虐待の恐れがあるなど、支援が特に必要な家庭の居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行う事業</p> <p>〈実施体制〉子育て支援課・健康づくり推進課保健師・助産師</p> <p>【子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業】 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関構成員の専門性強化と、地域ネットワーク機関間の連携強化を図る取組</p> | 子育て支援課 | 養育支援訪問事業 【対象人数】 45人 | 45人 | 43人 | <p>A</p> <p>A (95.6%)</p> | <p>〈実績〉 該当するケースの増減はないが、ケースの家族構成が多子世帯のため対象とする児童数が増加している。</p> <p>〈計画値〉 ・達成率は、95.6パーセントである。1ケースへの平均訪問回数は6.3回で、最多訪問回数は18回にも及び、定期的に訪問が必要なケースが増えている。</p> <p>・養育が難しい家庭に対しての事業であるので、ケースワーカー・こども家庭相談員等による複数回の訪問支援は、必須かつ事業内容に合っており、評価してよい部分である。</p> | |
| | (10) | 子育て短期支援事業（ショートステイ） | <p>保護者が、疾病・疲労などにより児童の養育が困難となった場合等に、適切に保護できる児童養護施設等において養育・保護を行う事業</p> <p>〈確保内容〉4施設（乳児院1、児童養護施設3）で実施を予定</p> | 子育て支援課 | <p>【利用者人数】 42人</p> <p>【委託施設数】 4か所</p> | 42人 4か所 | 18人 5か所 | <p>A</p> <p>A (100%)</p> | <p>〈実績〉 14人（2歳児以上） 4人（2歳児未満）</p> <p>〈計画値〉 ・市内のファミリーホームと委託契約を結び利用できる施設を1か所追加した。 ・延べ利用人数は18人、実人数は7人であった。養育者の出産に伴う入院や疾病、配偶者の出張等による家庭内での養育困難を背景とした利用であった。また、急な家事都合でも利用ができるようにと登録するケースが40件であり、制度についての周知が図られたことから、令和4年度の18件から22件増えた。</p> | |
| | (11) | 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） | <p>児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行う者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業</p> <p>〈確保内容〉協会会員による各種支援事業を実施 ・令和5年度会員数 659人 利用会員485人、協力会員171人、両方会員3人</p> | 子育て支援課 | <p>【一時預かり】 【小学生の放課後預かり】</p> <p>1,500人</p> | 1,500人 | 781人 | <p>A</p> <p>C (52.1%)</p> | <p>〈実績〉 ・利用人数は計画値より少ないが、利用希望者に対し、支援可能な体制を整えることができた。</p> <p>〈計画値〉 ・放課後児童クラブの預かり時間延長等により、小学生の放課後預かりの利用者数が減少している。</p> | <p>・ファミリー・サポート・センター事業の特徴は、諸制度の整備による需要の変化に対し、切実な個別の要望に、柔軟に 대응することにある。一昨年から登録料を無料にした結果、登録利用者が増え、一時預かりをはじめ多岐にわたる要望に答えている。また、小学生の放課後一時預かりは、児童クラブの充実により利用者数は減少している。しかし、個別に支援を必要とするケースに対し柔軟に対応している。支援の在り方を見直しつつ、さらに事業実施に関する支援をしてほしい。</p> |

| 区分 | NO | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | R6年度計画値 | 令和5年度 | | | | |
|--------------------------------------|-----|--------------------------------|--|----------|---------------------------------------|-----------------|---------------|------------------------|---|---|
| | | | | | | 計画値 | 実績 | ※自己評価 | 自己評価の特記事項 | 委員意見 |
| 第6章 母子保健計画の 推進 計画書P119 ～ | (1) | 不妊治療費助成 | 不妊に悩む夫婦の経済的負担及び精神的負担の軽減を図るため、生殖補助医療（体外受精、顕微授精）に要した費用の一部を助成する。また、不妊及び不妊治療に関する相談対応を行う。 | 健康づくり推進課 | 【申請案件数 (申請延件数)】 実90件 (延130件) | 実90件 (延130件) | 75件 (126件) | A B (83.3%) | 〈実績〉 全ての利用希望者が利用できる体制を整えていた。 〈計画値〉 ・引き続き、助成事業の周知を図っていく。 | ・不妊に悩み治療を受ける夫婦が、周りも含めて想像以上に多い。子どもを望む若い夫婦にとって、治療が保険適応になったことは経済的にも精神的にも大きな助けになる。悩み相談も含め、手厚い支援をさらにすすめてほしい。 |
| | (2) | 不育症治療費助成 | 不育症に悩む夫婦の経済的及び精神的負担軽減を図る。保険外医療を行った不育症検査及び治療に要した費用から、1回の検査及び治療につき、50,000円を限度とし、年度あたり1回、助成回数の制限なしで助成する。また、不育症及び不育症治療に関する相談対応を行う。 | | 【申請案件数】 5件 | 5件 | 5件 | A A (100%) | 〈実績〉 全ての利用希望者に対して助成を行った。 〈計画値〉 ・引き続き、助成事業の周知を図っていく。 | |
| | (3) | 産後ケア | 出産後1年未満の支援者がいない、育児不安のある方を対象に、医療機関や助産所で、宿泊、日帰り、訪問による心身のケアなどを行う。 | | 【利用案件数】 30件 | 25件 | 21件 | A B (84.0%) | 〈実績〉 全ての利用希望者が利用できる体制を整えていた。 〈計画値〉 ・妊娠中から産後の支援者の有無について把握し、不安のある方には利用を勧奨した。 ・出産後、本人の希望があればすぐに利用できるように、その都度医療機関等と連絡・連携を行った。 | |
| | (4) | 乳児健康診査 第1回(3～6か月) 【医療機関健診】 | 生後1歳未満までの乳児に健康診査を実施し、乳児の健康増進を図る。前期(生後3～6か月)、後期(生後9～11か月)の各1回を県内の医療機関に委託して行う。 | | 【受診率(%)】 95% | 94.0% | 96.0% | A S (102.1%) | 〈実績〉 全ての利用希望者が健診を受診できる体制を整えていた。 〈計画値〉 ・未受診者に虐待リスク者が含まれていることが想定されるため、未受診者に対する受診勧奨及び受診状況の把握に努めた。 | ・とても高い受診率で乳児の健康診査を実施できていることを高く評価する。未受診者への対策についても対応をすすめ、成果を上げている。今後も未受診者の把握、受診対策をしっかりとすすめてほしい。 |
| | (5) | 乳児健康診査 第2回(9～11か月) 【医療機関健診】 | | | 【受診率(%)】 80% | 78.5% | 97.0% | A S (123.6%) | | |
| | (6) | 幼児健康診査 1歳6か月児健康診査 【集団健診】 | 幼児初期の健康診査の実施により、運動機能、精神発達、視聴覚障害等の異常の発見、早期療育を図る。また、基本的生活習慣の自立、虫歯予防、幼児の栄養について適切な保健指導や母親の育児支援を行う。 | | 【受診率(%)】 98% | 98.0% | 98.1% | A S (100.1%) | 〈実績〉 ・感染症対策を徹底しながら、全ての利用希望者が健診を受診できる体制を整えていた。 | |
| | (7) | 幼児健康診査 3歳児健康診査 【集団健診】 | 幼児期において身体発達及び精神発達の面から最も重要な時期である3歳児に対して、医師・歯科医師等による健康診査及び視聴覚、尿検査を実施する。また保健師等による個別指導や母親の育児支援を行う。 | | 【受診率(%)】 98.5% | 98.5% | 97.1% | A A (98.6%) | 〈計画値〉 ・共働き世帯等への休日健診の勧奨や保育園等と連携し、未受診者の全数把握に努めた。児童虐待防止の視点からも、未受診者対策を実施した。 | |
| | (8) | 予防接種 4種混合 | 百日咳・ジフテリア・破傷風・ポリオ(4種混合)のうち、特に乳児が係ると重症化しやすい百日咳を防ぐため、生後2か月から接種を行う。 | | 【接種率(%)】 98% | 98.0% | 106.6% | A S (108.8%) | 〈実績〉 全ての利用希望者が接種できる体制を整えていた。 〈計画値〉 | |
| | (9) | 予防接種 麻疹風しん(1期) | はしかと風しんを予防するために、1歳から2歳に至る幼児を対象に接種を行う。 | | 【接種率(%)】 95% | 95.0% | 95.2% | A S (100.2%) | 赤ちゃん訪問や1歳6か月児健康診査時に接種の勧奨をした。また、接種忘れを防ぐために、ひたち母子手帳アプリの利用を勧奨した。 | |

| 区分 | NO | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | R6年度計画値 | 令和5年度 | | | | |
|----|------|----------------------|--|----------|--|---------------|---------------|------------------------|--|------|
| | | | | | | 計画値 | 実績 | ※自己評価 | 自己評価の特記事項 | 委員意見 |
| | (10) | 乳児1か月健康診査 | 疾病を早期に発見し治療につなげるとともに、産後早期から母子への支援を実施するため、生後1か月の健康診査を実施する。 | | 受診率 90.0% | 90.0% | 91.1% | A S (101.2%) | <p>〈実績〉 全ての該当者に対応できる体制を整えるよう努めた。</p> <p>〈計画値〉 出生届の際に受診票を配布し、事業の周知を図った。</p> | |
| | (11) | 幼児健康診査等事後指導（のびっこくらぶ） | 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、幼児の家庭訪問等の結果から事後指導が必要な子と保護者を対象に、小集団の中での遊びやふれあいを通し、子どもの身体、精神、言語、情緒行動面の成長・発達を促すよう、保護者に子どもとの関わり方を指導、助言する。 | | 【実施回数(回) (延参加者数(人))] 66回 (400人) | 66回 (400人) | 55回 (181人) | A B (83.3%) | <p>〈実績〉 全ての該当者に対応できる体制を整えていた。年度初めに参加者の少ないクラスを集約して実施。また悪天候等により中止があった。</p> <p>〈計画値〉 子どもの発達や関わり方に不安を抱く保護者が多いことから、親子にとって適切な時期に利用できるよう体制を整えていた。</p> | |
| | (12) | 幼児健康診査等事後指導（のびのび相談） | 幼児期の不安について希望により保育相談、発達相談を行う。 | | 【実施回数(回) (相談実件数(件))] 22回 (125件) | 22回 (125件) | 22回 (112件) | A A (100%) | <p>〈実績〉 全ての該当者に対応できる体制を整えていた。</p> <p>〈計画値〉 子どもの発達や関わり方に不安を抱く保護者が多いことから、親子にとって適切な時期に利用できるよう体制を整えていた。</p> | |
| | (13) | 幼児健康診査等事後指導（発達相談支援） | 乳幼児の健康診査及び相談、医療機関、訪問等から発見された問題のある子どもに対して、小児神経専門医の診察及び指導により障害の早期発見に努めるとともに、必要により療育につなげる。 | 健康づくり推進課 | 事業終了 | — | — | — — | 令和4年度で事業が終了となったため、令和5年度以降は実績及び計画なし。 | |
| | (14) | 妊婦訪問 | 保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士が訪問による個別支援を行う。 | | 【延訪問回数(回)] 30回 | 30回 | 19回 | A C (63.3%) | <p>〈実績〉 全ての該当者に対応できる体制を整え、実施できた。対象者の状況に合わせ、訪問だけでなく電話や面接等で対応した。必要時、福祉部門とも連携し、実施できた。</p> <p>〈計画値〉 若年妊婦、精神疾患がある妊婦、社会的背景にリスクがある妊婦等が増えているため、産科医療機関等関係機関と連携をとりながら対応した。</p> | |
| | (15) | 幼児訪問 | | | 【延訪問回数(回)] 210回 | 210回 | 546回 | A S (260%) | <p>〈実績〉 全ての該当者に対応できる体制を整えていた。</p> <p>〈計画値〉 家庭訪問に加えて、5歳児健診対象者に対する幼稚園・保育園への個別訪問を行い支援を行うことができた。</p> | |

| 区分 | NO | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | R6年度計画値 | 令和5年度 | | | |
|----------|------|------------------|---|------------------|---------|-------|----------------------------|--|--|
| | | | | | | 計画値 | 実績 | ※自己評価 | 自己評価の特記事項 |
| 健康づくり推進課 | (16) | いのちの教育 小学校 | 思春期の子を対象に乳幼児とのふれあいや育児体験等の機会を通じて自他の生命を尊ぶ気持ちを育て家族の姿を認識できるよう支援する。また、思春期の子を持つ親等を対象に健康教育を実施し、思春期の現状や対応の仕方についての知識を普及する。 | 【小学校(校)】 25校 | 25校 | 25校 | A ----- A (100%) | <p>〈実績〉 感染症対策を講じながら、市内全校で対面で実施した。</p> <p>〈計画値〉 感染症対策を講じて、市内全校で対面で小学4年生親子を対象に、いのちの大切さ、思春期について啓発を行った。</p> | <p>・命の大切さを実感するよい機会となっている。この研修会は、親子で学習する機会にもなっていて、全校に研修の内容が認められていると思うので、今後もぜひ継続してほしい。</p> |
| | (17) | いのちの教育 中学校 | | 【中学校(校)】 17校 | 17校 | 17校 | A ----- A (100%) | <p>〈実績〉 感染症対策を講じながら、市内全校で対面で実施した。</p> <p>〈計画値〉 感染症対策を講じて、中学生への正しい知識の普及、性感染症の防止に努めた。</p> | |
| | (18) | ライフプラン教育 高等学校 | | 【高校(校)】 9校 | 9校 | 8校 | A ----- A (88.9%) | <p>〈実績〉 感染症対策を講じながら、市内8校で対面で実施した。</p> <p>〈計画値〉 感染症対策を講じて、高校生への正しい知識の普及啓発、望まない妊娠の防止に努めた。 明秀学園日立高等学校は、カリキュラムの都合上、隔年実施となっており、令和5年度については実施しなかった。</p> | |
| | (19) | 食育推進事業 | 小学生・中学生の健全な発育を目指して望ましい食生活をすすめる支援をする。 | 【実施回数(回)】 10回 | 10回 | 3回 | A ----- D (30%) | <p>〈実績〉 希望があれば実施できる体制を整えていた。</p> <p>〈計画値〉 小学生等に対して食育講座を実施した。</p> | |
| | (20) | 歯と口の健康教育 | 市内の中学生を対象に歯周病についての基礎的な知識と喫煙の害について正しい知識の普及を図る。 | 【実施回数(回)】 15回 | 15回 | 14回 | A ----- A (93.3%) | <p>〈実績〉 市内全校で実施できる体制を整えていた。</p> <p>〈計画値〉 全公立中学校に茨城キリスト教学園中学校、日立一高付属中学校を加えた17校で実施することを計画したが、中里中学校、茨城キリスト教学園中学校、平沢中学校は1回につき全校生徒を対象としているため3年に1回の実施となっている。</p> | |
| | (21) | がん予防・生活習慣病予防教育 | がん予防・生活習慣病を予防するための講話を実施する。 | 【実施回数(回)】 5回 | 5回 | 0回 | A ----- D (0%) | <p>〈実績〉 希望があれば実施できる体制を整えており、令和5年度は新型コロナウイルス感染症の感染対策が緩和されたが、学校からの依頼はなかった。</p> <p>〈計画値〉 がん教育が平成30年度から強化されたことを踏まえ、今後の学校からの依頼時の対応に努める。</p> | |

4 その他の意見

| 区分 | 委員意見 |
|-----|--|
| その他 | <ul style="list-style-type: none">・就労している保護者への支援策は充実する一方、在宅で子育てしている保護者への支援が弱いと感じている。在宅で子育てしている家庭への経済的支援が必要ではないか。・若い女性が安心して生活するためには、産科だけでなく婦人科の確保にも力を入れるべきである。診療科を特定した人材確保就学金貸与制度の導入を検討すべきである。・保幼小連携、特に年長と小学1年生の連携強化をどう進めるのか、最初の場づくりをお願いしたい。・自己評価をする際に、「A」と評価した理由が大事である。制度を利用した声を掲載すると、効果がより感じられる。 |